

校内ネットワーク・情報機器の利用に関するガイドライン

大津市立石山中学校

1 趣旨

このガイドラインは、大津市立石山中学校の校内ネットワーク及び情報機器等の利用及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) 「校内ネットワーク」とは、本校の校舎内に設置したインターネットに接続可能な有線及び無線によるネットワーク、サーバのことをいう。
- (2) 「情報機器」とは、本校内に設置されているすべてのコンピュータ、およびデジタルカメラ、ビデオカメラ等の情報機器のことをいう。
- (3) 「個人情報」とは、個人についてその特定が可能となる情報のことをいう。

3 校内ネットワーク及び情報機器等の利用に関する基本的な考え方

ネットワークの利用に当たっては、次の各項にあげる内容をもって本校教育の充実発展に資するとともに、生徒及び関係者の個人情報の保護を図らなければならない。また、関係各機関とも連携しながらその運用が適正に行われるようにしなければならない。

- (1) 児童生徒の情報活用能力の育成
- (2) 人権教育の精神を基盤とした人間性豊かな子どもの育成
- (3) 学ぶ楽しさと、生き方についての自覚を尊重した教育活動の推進
- (4) 地域に開かれた信頼と魅力ある学校づくりの推進
- (5) 学校運営の創造的工夫と実践的な指導力の向上

4 本校の校内ネットワーク及び情報機器等の管理者

校内ネットワーク及び情報機器等の管理者は、大津市立石山中学校長(以下、「学校長」とする。)とする。学校長は校内ネットワークの利用を承認し、また職員は、校内に設置配備された情報機器等を、学校長管理下にある情報機器として適切に管理活用するものとする。

5 校内での運用管理及び研究推進

学校長管理のもとで、情報教育推進のための組織及び運用基準を設け、ネットワーク及び情報機器等の教育利用に関する研究推進と運営を行うものとする。

6 ネットワーク利用者及びネットワークの利用形態

ネットワークを利用しようとする者は、学校長がネットワークの利用を承認した本校職員、本校生徒とする。利用者は接続を認められたコンピュータを用いて次の各号に定めることを、行うことができる。

- (1) 電子メール、ホームページ、テレビ会議等を利用した学校間の情報発信及び受信
- (2) 電子メール、ホームページ等を利用した学校外への情報発信及び受信
- (3) 本校教育の円滑な推進に必要となる情報の検索と収集

7 電子メール利用についての遵守事項

電子メールの利用については、次の各項内容を遵守しなければならない。

- (1) 学校長の承認のもと、メールアドレスを作成して電子メールを活用する。
- (2) 与えられたメールアドレスを複数で使用したり、他人のメールアドレスを使用してはいけない。
- (3) 利用者は、メールアドレスの ID ナンバーやパスワードの確実に管理しなければならない。
- (4) メールを利用するために求められるマナーを守るとともに、「14 利用者の禁止行為」に掲げることをしてはならない。

8 学校ホームページの開設

本校が情報を発信するホームページは、大津市教育情報通信ネットワークの管理者が設置するサーバに開設するものとする。

9 学校ホームページへの情報掲載

学校ホームページへの情報掲載については、次の各項にあげる内容に配慮しなければならない。

(1) 著作権の保護

- (ア) ホームページに掲載する情報は、その著作権に十分配慮しなければならない。
- (イ) ホームページへの情報掲載にあたっては、その情報の著作権を有する作成者、関係する第三者の同意を得るとともに、掲載方法等についての指示に従わなければならない。

(2) 個人情報の保護

ネットワークを利用して児童生徒の個人情報を発信する場合には、本人と保護者の同意に基づき、下記項目内容の範囲で教職員の指導のもとに情報を作成し、学校長の許可を得て発信するものとする。

教職員、学校関係者、第三者の個人情報についても、本人の同意に基づき下記項目内容の範囲で学校長の許可を得て発信するものとする。

(ア) 児童生徒及び教職員の写真及び氏名

児童生徒の写真については教育活動の様子を伝える内容のものとし、氏名との同時掲載はしない。氏名の範囲には、学年・組を含むものとする。

- (イ) 文芸、音楽、美術、工芸、書道等の教育活動において作成された作品及びその説明並びに作者の氏名。

- (ウ) 課題研究レポート又は論文等の学習成果物及びその説明並びに作者の氏名。
- (エ) 部活動、スポーツ競技、各種コンクール等の参加記録及び氏名。

(3) 学校ホームページの公開

ホームページを公開するにあたっては、著作権や個人情報の保護及び教育上適切な内容・表現に留意するとともに、「13 利用者の禁止行為」に掲げることをしてはならない。

(4) リンクの制限

学校ホームページから他のページへリンクする場合、原則として学校又は公的機関とし、その他のページへのリンクは教育的効果を十分配慮しなければならない。また相手方にリンクすることの了解を得なければならない。

(5) 掲示板等の設置

学校外の不特定のネットワーク利用者による書き込みができる掲示板、あるいはチャット機能のある Web ページは本校ホームページ上に設置しない。

学習指導のために掲示板等を設置する場合には、校内に設けられたサーバ用コンピュータに設置し、学習指導後にはその内容を削除するなどの適切な対応を行う。

10 私的なホームページへの情報掲載に関する禁止事項

- (1) 教職員は、個人または私的組織として開設しているホームページに本校ホームページと誤解されるような表現及び情報掲載をしてはいけない。
- (2) 教職員は、職務又は職務上の地位に関連して直接又は間接的に知り得た個人情報及びこれに類する事項を個人または私的組織として開設しているホームページに掲載してはならない。

11 児童生徒の利用に関する配慮

児童生徒がネットワークを利用する場合には、次の各項にある内容について配慮しなければならない。

- (1) 児童生徒に情報モラルの育成を図るとともに、人権、著作権及び知的所有権についての指導を行う。
- (2) インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報へのアクセスを制限するとともに情報の取り扱い等の指導を徹底するものとする。
- (3) 児童生徒が外部に情報を発信するデータは、教職員の指導のもとに作成する。

12 データ及び情報の保護

校内ネットワークを利用するにあたっては、次の各項に従い、個人情報及びデータ、ネットワークセキュリティの保護を行うものとする。

- (1) インターネット及び生徒が使用するネットワークと、職員が使用するネットワークを分離して管理するとともに、職員が使用するネットワークには、各職員に与えられた接続用IDとパスワードにより接続し、利用が終了後は速やかに接続を切断する。
- (2) 作成するデータに個人情報や守秘が求められる情報が含まれる場合には、適切にパスワード設定を行うなどして、情報が他所に漏洩しないようにする。
- (3) 作成したデータは、校内に設置された外部から接続できないサーバ用コンピュータに保存し、個々のコンピュータ本体のハードディスクにはデータを保存しない。
- (4) データが保存されているサーバ用コンピュータ及び着脱可能なデータ保存メディアの校外への持ち出しは禁止する。
- (5) 著作権侵害、データの漏洩、ネットワークセキュリティを脅かすことが考えられるソフトウェアのインストールや、ネットワークの設定変更は禁止する。
- (6) コンピュータおよびネットワークに何らかの被害を及ぼす目的で作られたプログラム（コンピュータウイルス等）による被害の予防についての適切な処置を行う。
- (7) ネットワークを利用して受信した個人情報については、滋賀県個人情報保護条例及び大津市個人情報保護条例の定めるところにより取り扱う。

13 利用者の禁止行為

利用者は、ネットワークの利用に際して、次の各項に掲げることをしてはならない。

- (1) 法令等及び公序良俗に反すること。
- (2) 著作権その他の権利を侵害すること
- (3) 他人の財産、プライバシーを侵害すること。
- (4) 通信受信者及び第三者を誹謗又は中傷すること。
- (5) 教育活動や公務に関わりのない私的な通信等に利用すること。
- (6) 事実に反する情報を提示したり、営利を目的とする行為
- (7) 政治活動、宗教活動を行うこと目的とした行為
- (8) 学校長の管理下でないコンピュータをもってネットワーク利用すること。
- (9) 学校長が承認したコンピュータに設定された固有の番号や名称を変更すること。
- (10) 接続のためのID及びパスワードを盗用又は借用すること。
- (11) ネットワークの運営に支障を来し又は来すおそれのある行為。

14 運用状態の調査、情報公開内容の変更の求め又は公開停止

- (1) 学校長は、ネットワークの利用において疑問が生じた場合には、利用者に対して運用状態について報告を求めることができる。
- (2) ネットワーク上に公開された情報について、このガイドラインに定めた規定に違反していると認められる場合は、学校長は内容の公開を停止し、その変更を行う。

15 ネットワーク利用承認の取り消し

学校長は、利用者がこのガイドラインに定めた規定に違反した場合、若しくはネットワークの運用に著しい障害を発生させた場合、ネットワーク利用承認を取り消す。

16 利用者の責任

17 保守点検のための停止及び変更

18 このガイドラインの見直し